

氏名(国籍)	ラ ラ ウィン (ミャンマー)		
学位の種類	博士(教育学)		
学位記番号	博甲第2481号		
学位授与年月日	平成13年3月23日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	教育学研究科		
学位論文題目	A Modification of the Curriculum of Myanmar's Geographical Education: Focusing on Japan and Myanmar's Junior High School Level (ミャンマーの地理教育に関するカリキュラム研究 —日本とミャンマーの中学校レベルを中心にして—)		
主査	筑波大学教授	博士(教育学)	谷川彰英
副査	筑波大学助教授		江口勇治
副査	筑波大学助教授	教育学博士	窪田眞二
副査	筑波大学教授		篠原吉徳

## 論文の内容の要旨

### 1. 本論文の目的

本研究の目的は、国際地理教育憲章(1992)に示された主要な概念を手がかりにして、日本とミャンマーの地理教育を中学校レベルで比較検討し、ミャンマーの地理教育カリキュラム改善への具体的視点を明らかにしようとした点にある。

近年ミャンマーの学校教育でもグローバル教育、環境教育、開発教育などいくつかの新しい変化が起こっている。それらに関して、「社会科」(Social Studies)を小学校と高等学校段階で導入しているが、中学校レベルにおいてはまだ「社会科」は位置づけられていない。本研究は、中学校の地理教育と改善して将来の「社会科」教育のカリキュラムに位置付けていこうとする試みである。

### 2. 本論文の構成と概要

本論文の構成は以下のようになっている。

第1章 序

第2章 国際地理教育憲章成立の歴史的展開

第3章 日本とミャンマーの地理カリキュラムと教科書の比較分析

第4章 生徒の地理的意義の相違に関する分析

第5章 現在のミャンマーにおける環境教育と開発教育に関する考察

第6章 本研究結果に基づく、将来のミャンマーにおける地理教育のためのカリキュラム基準

第7章 結語

各章の概要とその成果は、以下のようにまとめることができる。

第1章では、本研究の目的と研究方法について述べている。

第2章では、まず「位置」「場所」「空間的關係」「移動」「地域」という地理教育の「5大テーマ」成立の経緯を説明した上で、国際地理教育憲章成立の経緯を概観している。国際憲章から出された地理教育に対するカリキュ

ラムガイドラインについては、ブラジル、日本およびアメリカ合衆国を選んで検討しているが、その際、地理教育に関わる「5つの技能」即ち「地理的な問い」「地理的情報の獲得」「地理的情報の組織化」「地理的情報の分析」「地理的問いへの答え」を手がかりとしている。さらに「5大テーマ」と「5つの技能」を研究の手がかりとした理由を、先行研究と日本とイギリスの事例によって説明している。

第3章では、日本とミャンマーの地理教育カリキュラムを分析・検討し、それぞれの特徴を明らかにしている。地理教育の役割を、地理教育の目的と対象・シラバス・カリキュラムを通して明らかにし、さらに「5大テーマ」と「5つの技能」から導き出された地理概念と地理的タームを視点として両国の教科書を分析している。この教科書分析を通して、それぞれの国の地理教育の内容に検討を加えた。最後に、国際地理教育連合が実施した調査用紙を使用し両国の地理教育の役割を比較している。

第4章では、日本とミャンマー両国の中学生を対象にした地理的意識調査の分析を行っている。地理的意識調査は、①環境問題②相手の国のイメージ③人口と貧困問題④国際交流に対する意識⑤国際移動⑥失業問題・外国人労働者問題⑦人種差別問題の7つの項目によるアンケート調査を行った。その結果、次のような結論が得られたとしている。①環境問題に関して、環境教育を受ける場の違い（学校、実社会など）により、環境に対する意識、環境問題に対する責任感、問題解決の考え方などの違いが明確に見られた。③人口と貧困問題に関して、特にモノカルチャーに関する調査結果から、日本の生徒の環境への配慮を優先する態度とミャンマーの生徒の開発を優先する態度との明確な違いが見られた。④国際交流に関する特徴としては、環境について特別な教育を受けた生徒は、特別な学習を受けなかった生徒よりも、合理的な理解を身に付けた。

第5章では、現在のミャンマーにおける環境教育について、環境状況の変化とその原因、行政の取り組み、ミャンマーの社会教育・学校教育等における取り組みについて、開発教育との関連で検討している。特に、社会教育、学校教育等の環境問題への取り組みに関しては、学校教育より社会教育を含む学校以外の教育が、人々の環境に対する認識に貢献していることを指摘している。

第6章では、地球的市民を育てるための地理教育の役割の理論的検討を行った上で、教科書分析・アンケート結果をもとにした地理教育モデル、国際教育・環境教育・開発教育と関連する具体的地理教育の標準内容および中学校レベルのシラバスを提示している。標準内容においては、環境に対する情報収集技能を育成する点、人間の影響で環境がどのように変化するかを認識させる点、また生きるために資源を大切にすることを強調する点などをその特色としている。

日本とミャンマーの地理教育の比較研究から導き出されている結論は、以下の通りである。

日本、ミャンマー両国ともに、技能や価値より知識が強調されているが、日本の地理教育は、「5大テーマ」をバランスよく配慮してカリキュラムを構成している。一方ミャンマーでは、「5大テーマ」のうち特に空間的關係など、人間と環境との関連に関しては、視野が国内のレベルにとどまっている。また、日本の地理教育では、地域のアイデンティティ、国家のアイデンティティ、国際的連帯、市民教育に関する多様な取り組みが見られるが、ミャンマーにおいては国家のアイデンティティのみを強調しすぎている。今後「社会科」を視野に入れた地理教育のカリキュラムを構築するに当たっては、グローバルな視野に基づく環境教育や、国際理解教育、平和教育などに対する取り組みが求められる。

## 審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文は、国際地理教育憲章を手がかりにして先進国である日本と発展途上国であるミャンマーの地理教育カリキュラムの比較研究を行い、さらにミャンマーの地理教育カリキュラム改革の方向性を示唆したものであり、そのグローバルな視野による研究成果は高く評価できる。とりわけ、先進国と発展途上国の地理教育を環境教育・開発教育の視点で追究した点に本論文の特色がある。また、文献研究の他、両国の中学生への意識調査を行い、さ

らに国際地理学会地理教育部門で提案して国際的評価を得たことも評価される。

各章ごとの関連がいま一つ不明確な点や、国際地理教育憲章のガイドラインが日本・ミャンマー両国の地理教育カリキュラム分析に有効に機能しているかについては課題を残してはいるものの、十分優れた研究論文であると認められる。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。